## 令和6年北海道告示第226号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法(以下「法」という。)第 20 条各号の用件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、深川市一条地内の土地を起業地として行う「深川市複合施設整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

深川市複合施設(以下「本施設」という。)は、市民が文化活動や交流に利用できる施設及び公共交通機関の利便性を向上させる交通広場を併設して整備することで、市街中心部の交流拠点として街の活性化に繋げる公共施設であり、本件事業は法第3条第32号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である深川市は、令和4年3月に「第6次深川市総合計画」を策定し、深川駅周辺の中心市街地が、まちなかの活性化や市民生活の向上等に配慮した良好な市街地環境となるよう、都市機能の集積化の促進及び複合施設の整備を掲げている。

本件事業は老朽化が著しい中央公民館の建て替えに併せて、公共交通の拠点機能を有した複合施設の新築整備を行うものである。

また、深川市は、本件事業に必要となる予算を地方債及び一般財源により計上しており、 議会の議決も得ていることから、充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

# 3 法第20条第3号の要件への適合性

# (1) 得られる公共の利益

本件事業は、老朽化した施設の建て替えを行い、生涯学習機能、交流機能及び交通機能を有する複合施設をして整備することで、市民が気軽に学習や各種会議等ができる場や幅広い世代が集い、交流を創出できる場及び公共交通の利便性を向上させる交通広場の役割を果たすことができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び希少動植物の生息がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

# (3) 事業計画の合理性

本件事業における起業地の決定は、候補地3箇所の中から、JR駅に隣接していることや移転が必要な支障物件などを考慮し、比較検討を行った上で、もっとも優位性があった本件起業地に決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

既存施設は、老朽化しており、快適かつ安全な利用が可能とは言い難く、利用者の安全を早急に確保する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲にとどめられている。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。